

部長会議付議事案書（協議）

（令和3年7月6日）

提案課名 総合政策課

報告者名 岩淵 哲朗

事案名	令和4年度県の施策、予算等に関する要望について	<div style="text-align: center;">有</div> 資料 無
提案趣旨	<p>神奈川県及び各政党への要望事項を取りまとめた「令和4年度県の施策、予算等に関する要望書」について、関係各課等と調整し、最終案として取りまとめたので、協議するものです。</p> <p>また、併せて今年度の要望活動の日程等について報告するものです。</p>	
概要	<p>1 県の施策等に関する要望書・・・別添のとおり</p> <p>(1) 提出先 神奈川県(県庁、湘南地域県政総合センター及び平塚土木事務所)</p> <p>(2) 要望内容 本市独自の要望事項</p> <p>(3) 要望事項 25項目(一部新規：4項目、継続：21項目)</p> <p>2 県の予算等に関する要望書・・・別添のとおり</p> <p>(1) 提出先</p> <p>ア 自由民主党神奈川県議会議員団</p> <p>イ 立憲民主党・民権クラブ神奈川県議会議員団</p> <p>ウ 公明党神奈川県議会議員団</p> <p>エ かながわ県民・民主フォーラム神奈川県議会議員団</p> <p>(2) 要望内容 本市独自の要望事項の中から、広域的な観点や国の制度・法律に関する要望事項を抽出</p> <p>(3) 要望事項 8項目(一部新規：3項目、継続：5項目)</p>	
経過	<p>令和3年4月 各課等へ要望事項の照会</p> <p>〃 4月～6月 要望先の日程調整、各課等との内容調整、要望書案の作成</p>	
今後の進め方	別紙「令和4年度県への要望活動の日程・出席者一覧」のとおり	

令和4年度県の施策・予算等に関する要望項目一覧

No.	主 題	区分	担当課	要望先	単独 要望	政党 要望
1	国道246号バイパス(厚木秦野道路)の 当市区間の早期事業化に対する支援 について	継続	国県事業推進課	県土整備局	1	1
2	県道62号(平塚秦野)の改良について	継続				
3	県道70号(秦野清川)の改良について	継続				
4	県道613号(曾屋鶴巻)の改良について	継続				
5	県道701号(大山秦野)の改良について	継続				
6	県道704号(秦野停車場)の改良等について	継続				
7	県道705号(堀山下秦野停車場)の改良等 について	一部 新規				2
8	県立秦野戸川公園の整備促進について	継続				3
9	河川の整備促進について	継続				
10	農業用水取水に伴う河川の河床浸食防止 対策について	継続	農業振興課	10		
11	二級河川水無川の河床整備について	継続	防災課	11		
12	急傾斜地崩壊対策事業の促進について	継続				
13	土砂災害対策の促進について	継続				
14	砂防事業の促進について	継続	国県事業推進課	県土整備局	14	
15	県営住宅における高齢者支援体制の整備 について	継続	地域共生推進課		15	

No.	主 題	区分	担当課	要望先	単独 要望	政党 要望
16	表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の効果的な活用について	一部 新規	はだの魅力づくり 担当	環境農政局	16	4
17	治山事業の実施について	一部 新規	環境共生課 ・建設管理課		17	
18	一般家庭の合併処理浄化槽転換促進等への支援について	継続	生活環境課		18	
19	野生鳥獣対策について	一部 新規	農業振興課		19	5
20	全国育樹祭の開催について	継続	環境共生課		20	
21	事業系一般廃棄物の排出事業者に対する指導の強化について	継続	環境資源対策課		21	
22	産科医の確保及び医療体制の整備・充実について	継続	健康づくり課	健康医療局	22	6
23	障害者の就労支援等について	継続	障害福祉課	産業労働局	23	
24	福祉施策に係る人材の確保について	継続	高齢介護課 ・障害福祉課 ・保育こども園課	福祉子ども みらい局	24	7
25	学校給食における職員配置等への支援について	継続	学校教育課	教育局	25	8

令和4年度県の施策・予算等に関する要望活動 日程一覧（令和3年度実施）

1 要望活動等の日程

	要望先	日 時	場 所
県議調整	神倉県議との 事前調整	7月14日（水）15:00～16:30	3A会議室
	加藤県議との 事前調整	7月15日（木）9:00～10:30	3A会議室
政党要望	公明党	7月20日（火）13:30～14:00	湘南地域県政総合センター（平塚）
	立憲民主党	7月21日（水）11:00～11:30	県 庁
	自民党	7月28日（水）10:00～10:40	県立総合教育センター（藤沢）
	かながわ県民・ 民主フォーラム	ヒアリングなし（要望書郵送のみ）	
単 独 要 望	平塚土木事務所・湘南地 域県政総合センター	8月3日（火）10:00～11:00	湘南地域県政総合センター（平塚）
	県庁（武井副知事）	8月4日（水）11:30～11:50	県 庁
広 域 要 望	3市3町広域行政 推進協議会	8月18日（水）14:50～15:20	県 庁
	広域行政連絡会	厚木市（事務局）が代表して提出。（提出時期：8月下旬） ※ 7月21日（水）16:00～ 総会	

2 出席者

		県議事前調整 【7/14(水)】 【7/15(木)】	政党ヒアリング 【7/20(火)】 【7/21(水)】 【7/28(水)】	平塚土木・湘南 センター要望 【8/3(火)】	県庁要望 【8/4(水)】	3市3町 協議会要望 【8/18(水)】
1	市長	●	●	●	●	—
2	副市長	● (両)	—	—	—	● (内田)
3	教育長	●	—	—	—	—
4	政策部長	●	●	●	●	—
5	くらし安心部長	●	—	●	—	—
6	福祉部長	●	●	—	—	—
7	こども健康部長	●	●	—	—	—
8	環境産業部長	●	●	●	—	—
9	魅力づくり担当部長	●	●	●	—	—
10	建設部長	●	●	●	●	—
11	教育部長	●	●	—	—	—

※●の箇所について日程の確保をお願いいたします。

令和4年度 県の施策等に関する要望書



都市像

「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市」
の実現に向けて

秦 野 市

日頃、当市の市政推進に格別の御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび、令和4年度予算の編成に当たり、県の御支援をいただきたい当市の重要施策について、多くの市民、企業、各種団体の声も踏まえた要望書としてまとめました。

いずれも、市民・県民の「いのち」や「暮らし」に直結し、県や関係機関との連携が欠かせない喫緊の課題ばかりです。

今後も、県との連携を一層密にしながら、「いのち輝くかながわ」、「地域で支えあい安全・安心に暮らせるまちづくり」を進めますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和3年8月

神奈川県知事 様

秦野市長 高橋昌和

目 次

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
1	国道246号バイパス（厚木秦野道路）の当市未事業区間の早期事業化に対する支援について	1	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
2	県道62号（平塚秦野）の改良について	5	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
3	県道70号（秦野清川）の改良について	9	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
4	県道613号（曾屋鶴巻）の改良について	11	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
5	県道701号（大山秦野）の改良について	15	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
6	県道704号（秦野停車場）の改良等について	17	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
7	県道705号（堀山下秦野停車場）の改良等について	19	一部 新規	県土整備局	建設部 国県事業推進課
8	県立秦野戸川公園の整備促進について	21	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
9	河川の整備促進について	23	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
10	農業用水取水に伴う河川の河床浸食防止策について	29	継続	県土整備局	環境産業部 農業振興課
11	二級河川水無川の河床整備について	33	継続	県土整備局	くらし安心部 防災課
12	急傾斜地崩壊対策事業の促進について	35	継続	県土整備局 福祉子ども みらい局	くらし安心部 防災課
13	土砂災害防止策の促進について	41	継続	県土整備局	くらし安心部 防災課
14	砂防事業の促進について	43	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
15	県営住宅における入居者支援体制の整備について	49	継続	県土整備局	福祉部 地域共生推進課
16	表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の効果的な活用について	51	一部新規	環境農政局	環境産業部 はだの魅力づくり担当
17	治山事業の実施について	55	一部新規	環境農政局	環境産業部 環境共生課 建設部 建設管理課
18	一般家庭の合併処理浄化槽転換促進等への支援について	59	継続	環境農政局	環境産業部 生活環境課
19	野生鳥獣対策について	61	一部新規	環境農政局	環境産業部 農業振興課
20	全国育樹祭の開催について	63	継続	環境農政局	環境産業部 環境共生課
21	事業系一般廃棄物の排出事業者に対する指導の強化について	65	継続	環境農政局	環境産業部 環境資源対策課
22	産科医の確保及び医療体制の整備・充実について	67	継続	健康医療局	こども健康部 健康づくり課
23	障害者の就労支援等について	71	継続	産業労働局	福祉部 障害福祉課
24	福祉施策に係る人材の確保等について	73	継続	福祉子ども みらい局	福祉部 高齢介護課 障害福祉課 こども健康部 保育こども園課
25	学校給食導入等への支援について	75	継続	教育局	教育部 学校教育課

※ 一部新規の要望事項は、本文中 _____ (下線) で表示しています。

要望事項

国道246号バイパスの当市区間（10.6km）について、有料道路事業など様々な整備手法の検討を行うとともに、早期全線事業化、全線整備を図るよう、国への働きかけについて、県の積極的な支援をお願いします。

現状

(1) 国道246号バイパスは、沿線の交通環境改善等の役割を担い、平成8年6月に全線が都市計画決定（計画延長29.1km）されました。厚木市、伊勢原市及び当市の一部の区間は、すでに事業化されていますが、未だ当市区間の一部（秦野中井IC～秦野西IC（仮称）6.9km）を含む計画区間の全線事業化は図られていません。

(2) 令和3年度に開通予定（秦野区間）の新東名高速道路の秦野IC（仮称）へのアクセス道路（オンランプ・オフランプ）が、現国道246号の渋滞区間である当市菖蒲地内に接続される計画であり、渋滞問題に拍車をかけることが懸念されます。

効果

東名高速道路と新東名高速道路及び圏央道が一体となる国道246号バイパスは、県央・県西部の新たな東西交通軸として、現国道の渋滞解消をはじめ、沿線都市の経済活性化や地域交流の促進、国土強靱化等を図る上で、重要な役割を果たします。

(1) コロナ禍において、主に製造業を中心に企業が海外の生産拠点を閉鎖し、国内サプライチェーンに回帰しようとする動きが強まる中、当市未事業化区間6.9kmの中央部に整備が予定されている渋沢IC（仮称）は、当市製造業の約9割を集積する3か所の工業

団地（曾屋原、堀山下、平沢）に近接しているため、広域交通ネットワークが充実することにより、企業活動の効率性を高め、生産性の向上、既存企業の事業拡大や新たな企業立地・雇用の創出など、更なる地域経済の発展に寄与します。

(2) 現在、本県において、神奈川県西部地震、東海地震等の切迫性が指摘される中、県が作成した「津波浸水予測図」では、最大で14m超の津波が本県の沿岸を襲うと想定されています。沿岸部に甚大な被害が生じれば、県西・県央における復興拠点としての役割を担う内陸部の自治体にとって、国道246号バイパスは救援物資等の輸送に効果的な道路となります。

要望先

県土整備局道路部道路企画課

要望箇所図（3ページに掲載）

要望事項

- 1 秦才橋から下大槻バス停までの道路法面の安全対策及び歩道の整備をお願いします。
- 2 南平橋から欠ノ上バス停先まで（約940m）の歩道の未整備区間（約210m）について整備をお願いします。

現状

- (1) 県道62号（平塚秦野）は、「かながわのみちづくり計画」において、東名高速道路の秦野中井インターチェンジへのアクセスを強化する道路に位置付けられ、計画の熟度を高めていく重要な道路とされています。
- (2) 当市から平塚市街、小田原厚木道路への主要なアクセス道路であり、車両通行量が多い反面、周囲には、集落や耕作地、特別養護老人ホームなどがあり、歩行者の通行や横断も多い状況です。
- (3) 秦才橋から下大槻バス停までの道路法面については、自然の法面であることから、浸食等による路肩やガードレールの崩落が懸念されていますが、令和元年度には、ガードレールの傾きを一部補修していただきました。また、毎年、車両の通行に支障がある樹木（枝）を伐採していただいています。
- (4) 南平橋から欠ノ上バス停先までの約940mについては、約730mの区間で張出歩道が整備されていますが、歩行者等の安全が確保されていない未整備区間があります。この箇所について、令和3年5月に長年の懸案であった隣接地権者との境界が確定したことから、事業の更なる前進が期待されます。

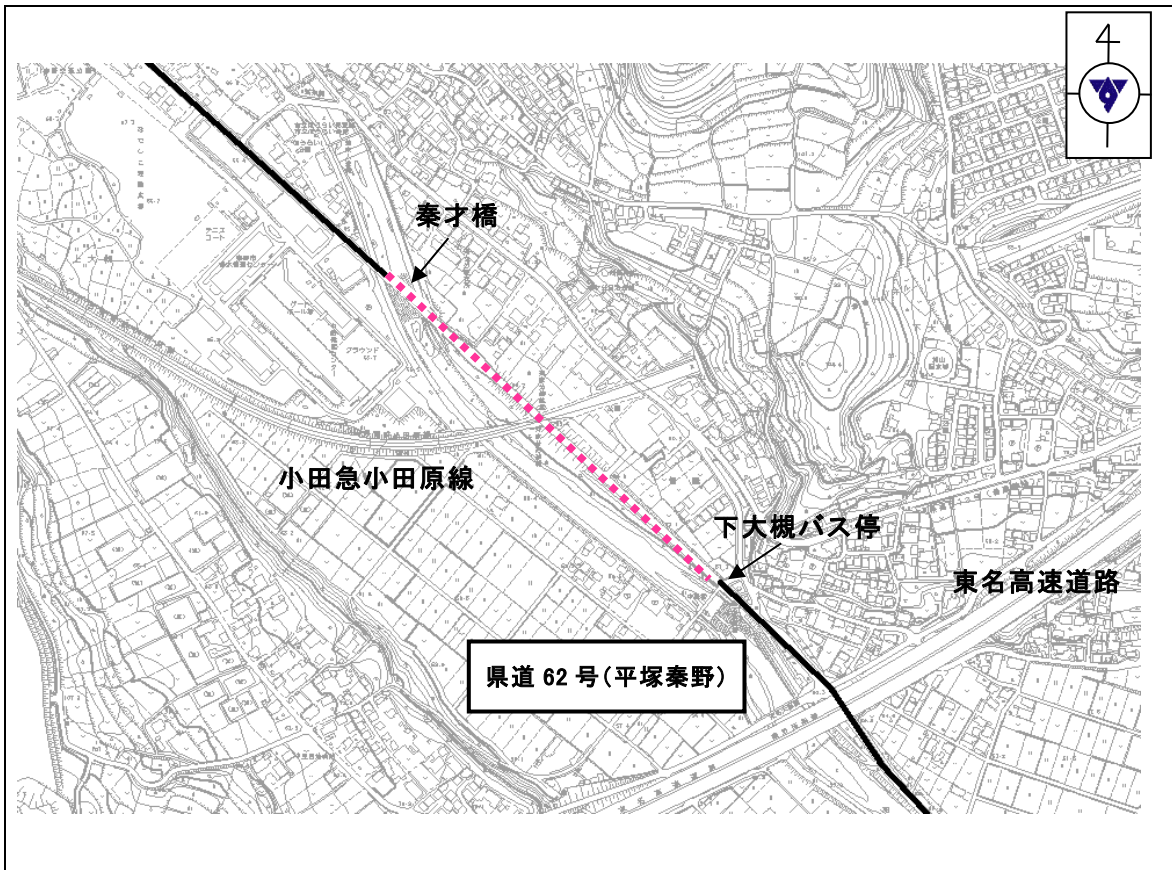
効果

法面及び歩道の整備により、安全な交通環境が確保されます。

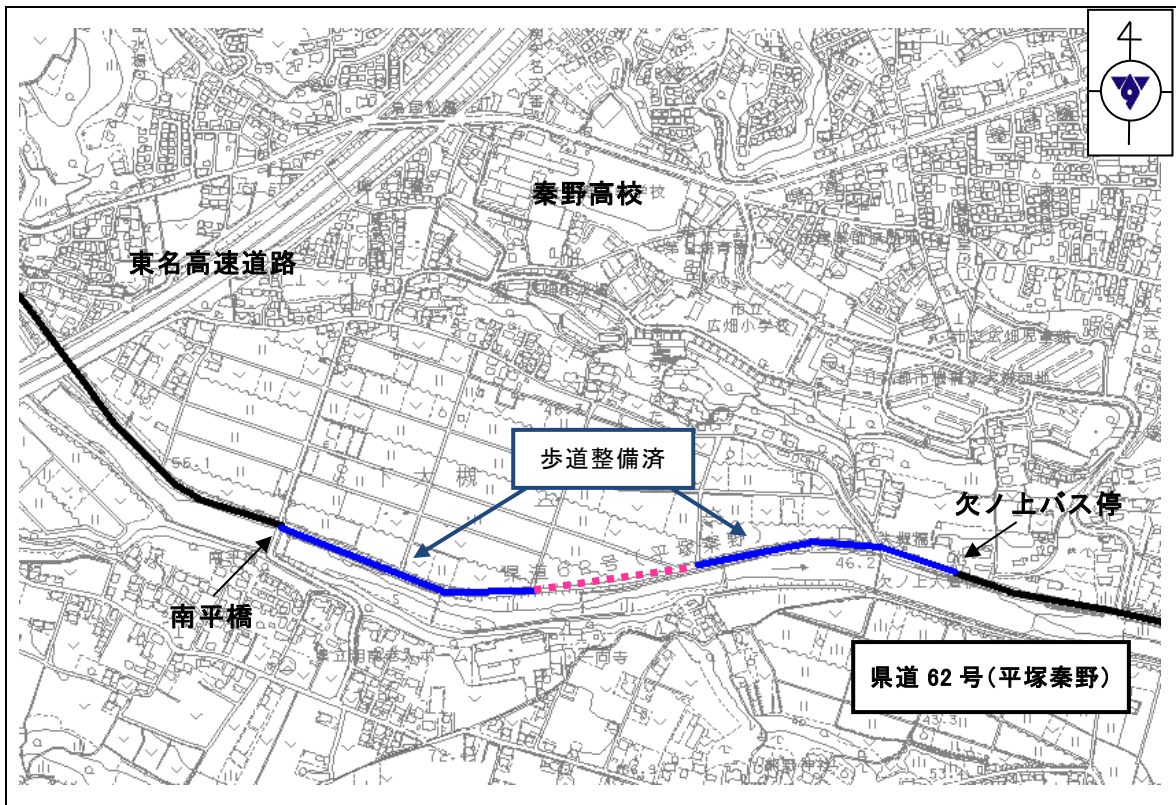
要望先

平塚土木事務所

要望箇所図（1）



要望箇所図（2）



要望事項

歩道の未整備区間（鳥居前バス停）について早期の整備をお願いします。

現状

(1) 県道70号（秦野清川）は、自転車（ロードバイク等）で坂を上るヒルクライムやバイクツーリング、ハイキングなどで人気が高く、令和3年3月には、ヤビツ峠に観光拠点となるレストハウスを整備するなど、市内外から多くの観光客が訪れる道路です。しかし、当区間は、勾配がきつく幅員が狭いうえ、区間の一部に、歩道が整備されていない箇所があるため、自転車等のスピード超過により、歩行者の安全確保が課題となっています。

(2) 平成25年度から、本市及び関係機関で組織する秦野市交通安全対策協議会が、ヤビツ峠を利用するサイクリストに交通ルールの徹底と自転車マナーの向上を図るため、年に1回キャンペーンを実施しています。

(3) 平成29年8月28日、大鳥居付近の歩道整備について、関係地権者から要望書が提出されています。

効果

歩道整備により、歩行者の安全な歩行空間が確保されます。

要望先

平塚土木事務所

要望事項

- 1 オヶ分踏切手前から瓜生野入口バス停先までの区間について、早期の歩道整備をお願いします。
- 2 さなだ幼稚園前交差点改良（右折レーンの設置）について、用地交渉の継続をお願いします。
- 3 さなだ幼稚園前交差点から大根橋までの約660mの区間について、拡幅・改良整備をお願いします。
- 4 サンライフ入口交差点から落幡バス停手前までの歩道整備をお願いします。

現状

- 1 一部区間については歩道が整備されていますが、歩道の未整備区間においては、用地交渉が完了している箇所からの暫定整備が進んでいるものの、用地交渉に時間を要しています。
- 2 当区間は、学生を中心に歩行者が多く、安全な歩行空間の確保が必要です。当市側は、約94%の用地取得率となっており、順次用地交渉を進められています。
- 3 当区間は、歩道幅員・車道幅員ともに十分でないことから、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたしています。
- 4 歩道幅員が確保されていないため、安全・快適な歩行空間が確保されず、危険な状況ですが、事業の優先度を認識していただき、令和2年度に事業化されました。
令和3年度から県による測量調査が着手されています。

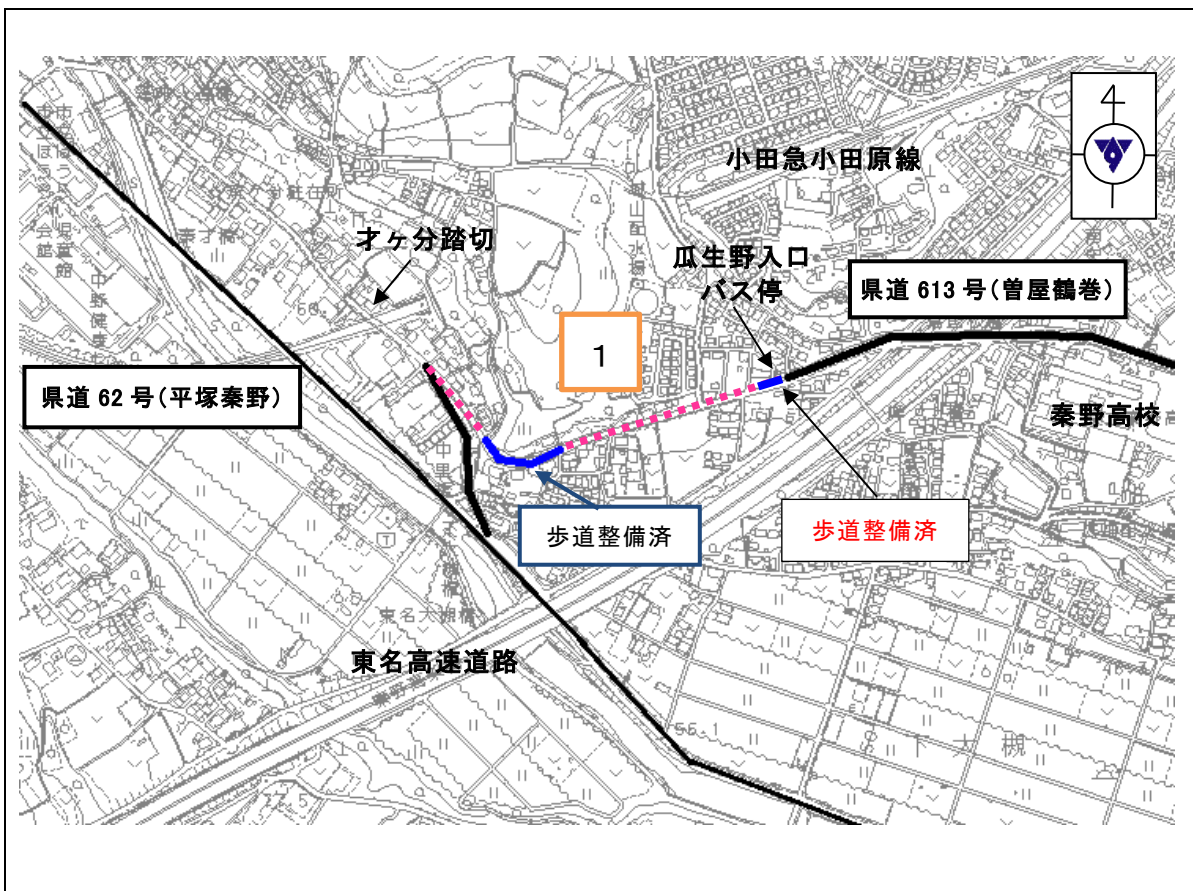
効果

- 1 歩行者の安全な歩行空間が確保されます。
- 2 右折レーンの設置により、交通渋滞が緩和され、円滑な交通が実現します。
- 3 歩行者の安全な歩行空間が確保されます。
- 4 歩行者の安全な歩行空間が確保されます。

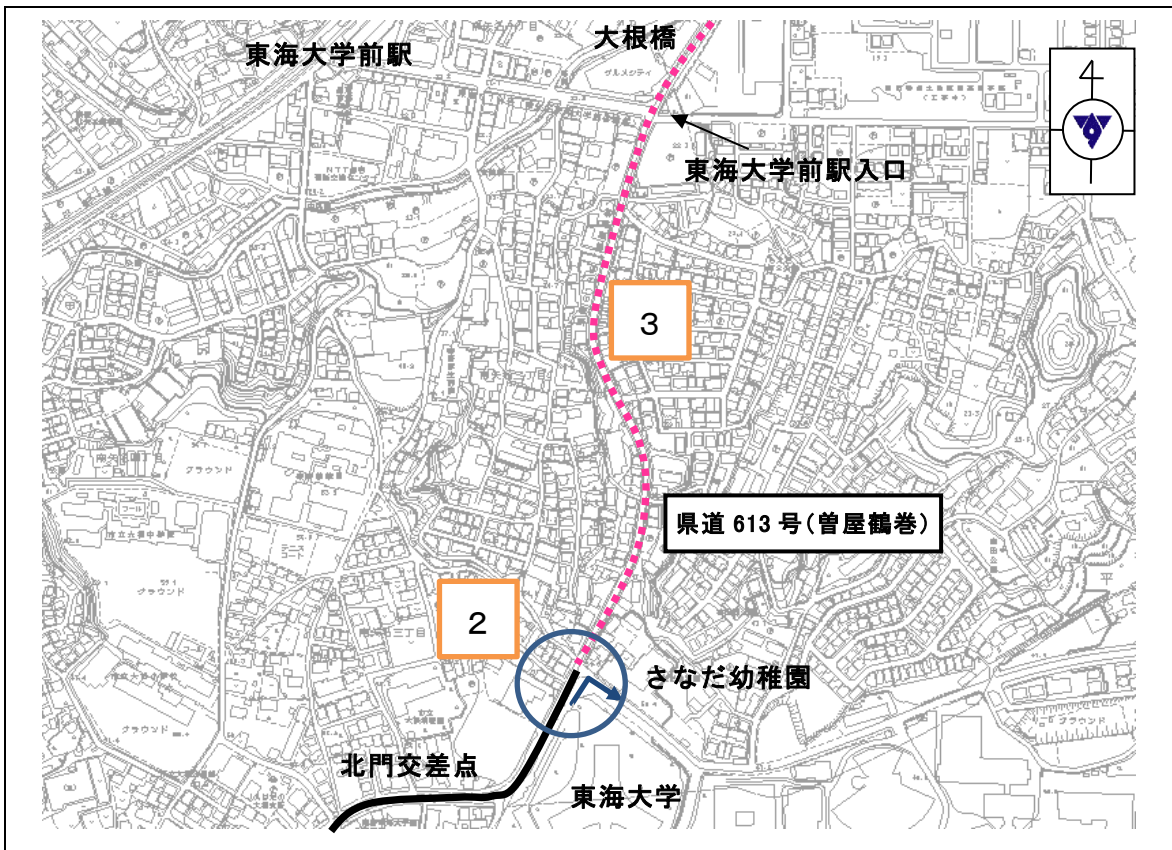
要望先

平塚土木事務所

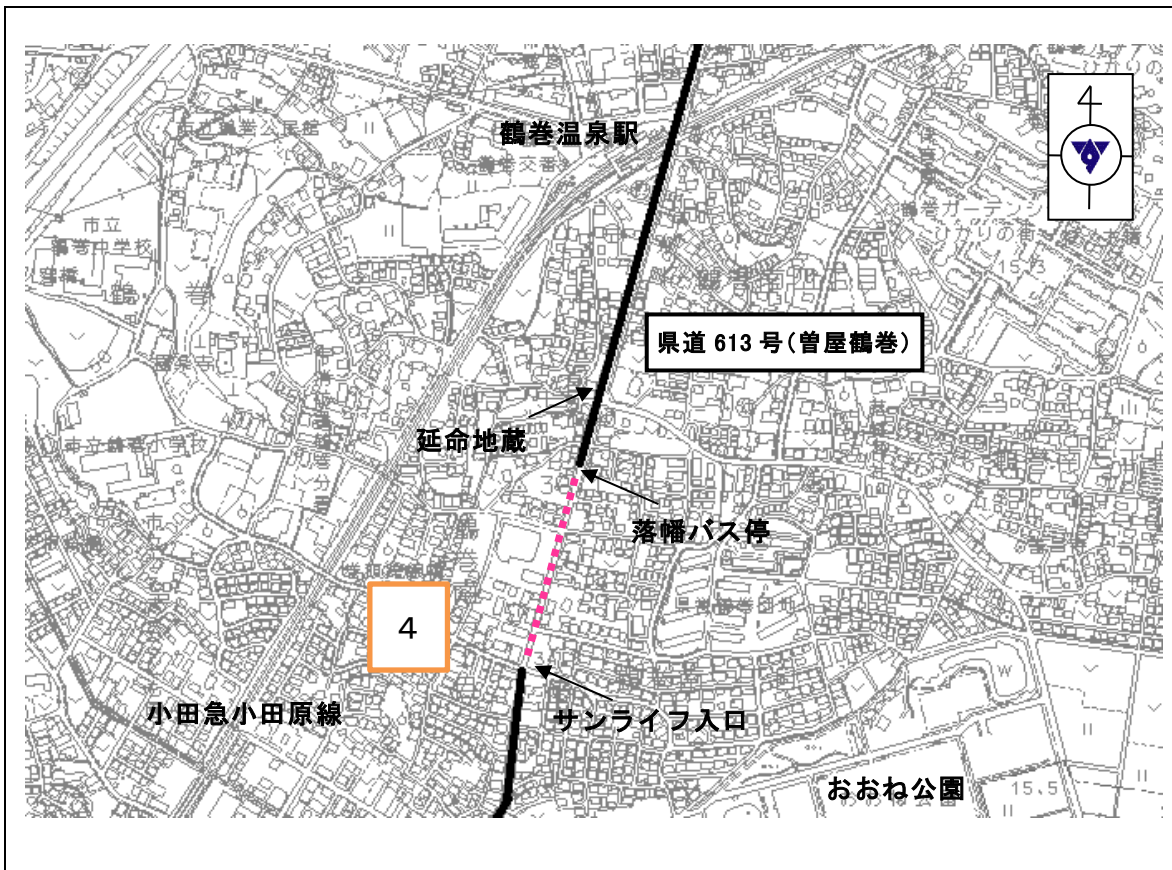
要望箇所図（1）



要望箇所図 (2)



要望箇所図 (3)



要望事項

新東名高速道路建設事業と交差する区間（バイパス区間）の整備及び中丸沢久保橋先から大山までの未整備区間の早期事業化をお願いします。

（１）寺山竹ノ内地内から松原地内までの未改良区間

（２）当市小蓑毛の久保橋から伊勢原市大山までの未整備区間

現状

新東名高速道路建設事業と交差する区間については、すでに事業用地は取得されていますが、工事区域へ影響を与えるため、事業化が見送られています。

久保橋先から大山までの区間については、一部のコンクリート舗装区間と浅間山林道との重複区間を除き、大部分が軽車両さえ通行できない未整備区間となっています。

効果

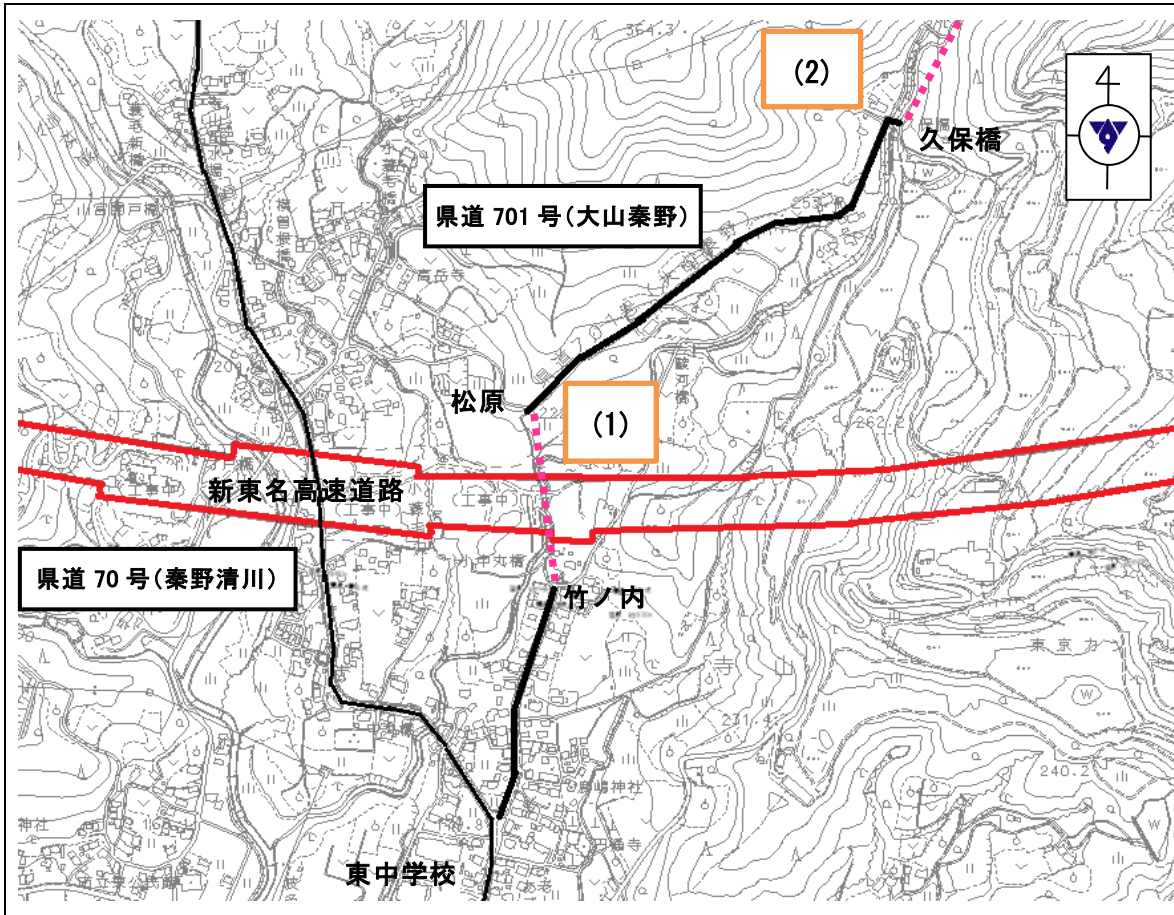
「かながわのみちづくり計画」では、「大山と秦野を結ぶ観光交流の促進に資する道路」として、検討が必要な路線に位置付けられています。県が取り組んでいる広域での観光魅力づくりにも寄与し、大きな経済効果をもたらすことが期待できます。

要望先

県土整備局道路部道路企画課

平塚土木事務所

要望箇所図



要望事項

秦野橋先から本町四ツ角交差点までの歩道における電線共同溝の整備をお願いします。

現状

(1) 県道704号（秦野停車場）は、当市の中心部に位置し、多数のバス路線が集中するだけでなく、大規模店舗への連絡や国道246号へ接続するなど交通量の非常に多い道路です。

(2) 当区間は、商店街でもあり、歩行者の通行量も多い状況ですが、狭い歩道に電柱が敷設されており、歩行者の安全確保が求められています。電線共同溝の設置等により、幅員確保も含めた事業化を要望しています。

(3) この道路は、県が指定する第2次緊急輸送道路にも位置付けられており、地震等の大規模災害発生時には、救助活動を行う人や救援物資を運ぶための道路として重要な役割を担うため、道路施設の防災対策としても優先して行う必要があります。

(4) 現在、県道704号線と交差する市道6号線において、歩道拡幅工事に併せた電柱の地中化を推進しています。

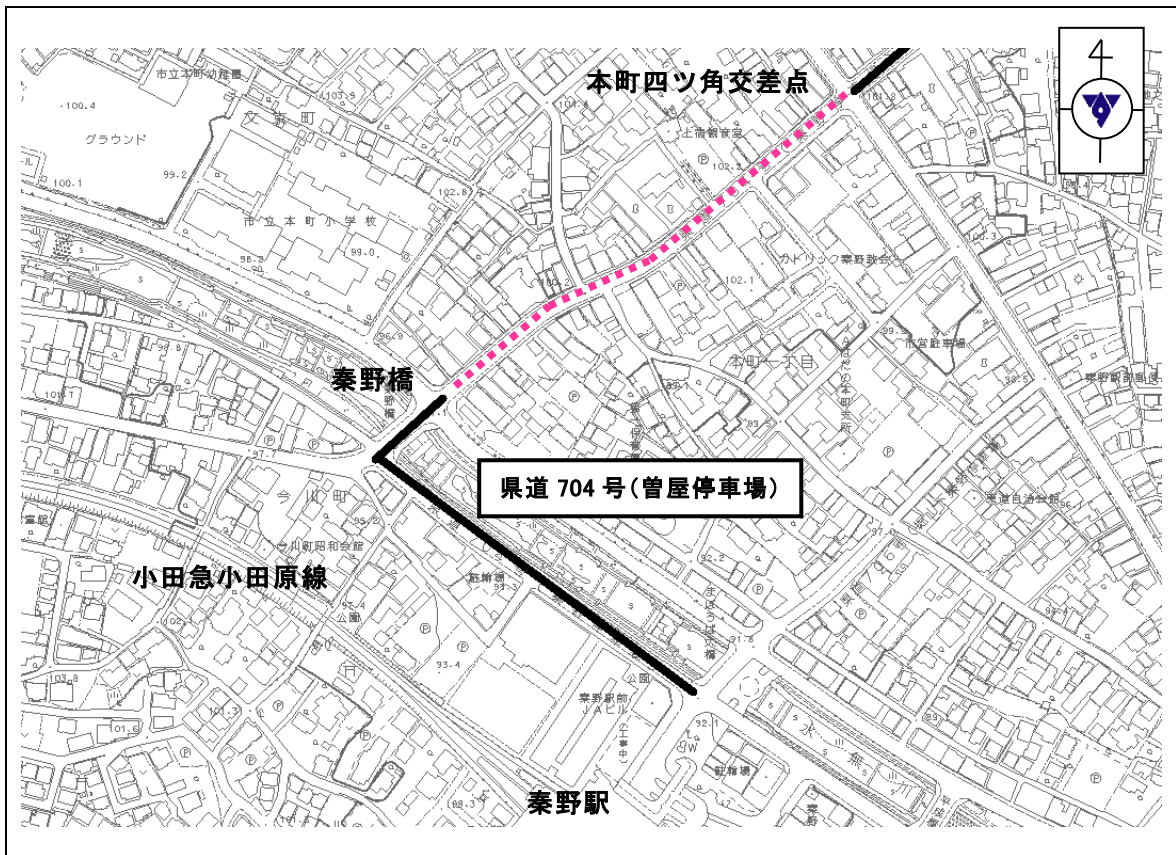
効果

歩行者の安全な歩行空間が確保されるとともに、自然災害等緊急輸送道路としての安全性が高まります。

要望先

平塚土木事務所

要望箇所図



要望事項

秦野駅前通り道路の整備に当たり、第2工区の用地交渉の促進をお願いします。

併せて、電線共同溝の整備をお願いします。

また、用地買収が完了している第1工区については、早期に車道の交互通行を開始するなど、道路の本来機能の確保に努められるようお願いします。

現状

(1) 当市では、重点施策として、小田急線4駅周辺の特性を活かした「にぎわいの創造」に取り組んでおり、県道705号は、当市の玄関口となる秦野駅北口を起点とした重要な道路と位置付けています。

当市としても、県の用地交渉に積極的に協力・支援を行うとともに、県事業と関連した市有地の利活用などを行っています。また、「本町705号周辺整備検討会」における商店街の活性化に係る周辺事業者との意見交換や「本町一丁目5号線支線道路改良事業」の実施をはじめ、平成29年度から本町二丁目建替等事業費補助制度を施行したほか、文化的価値の高い周辺建造物の国登録を促進するなど、まちづくりを推進するための施策に取り組んでいます。

(2) 第1工区については、用地買収が完了し、電線共同溝の整備及び歩道の整備に移行しています。第2工区では、平成29年度から用地交渉を開始いただき、昨年度には9件が契約済みとなり、進捗率として50%を超えています。

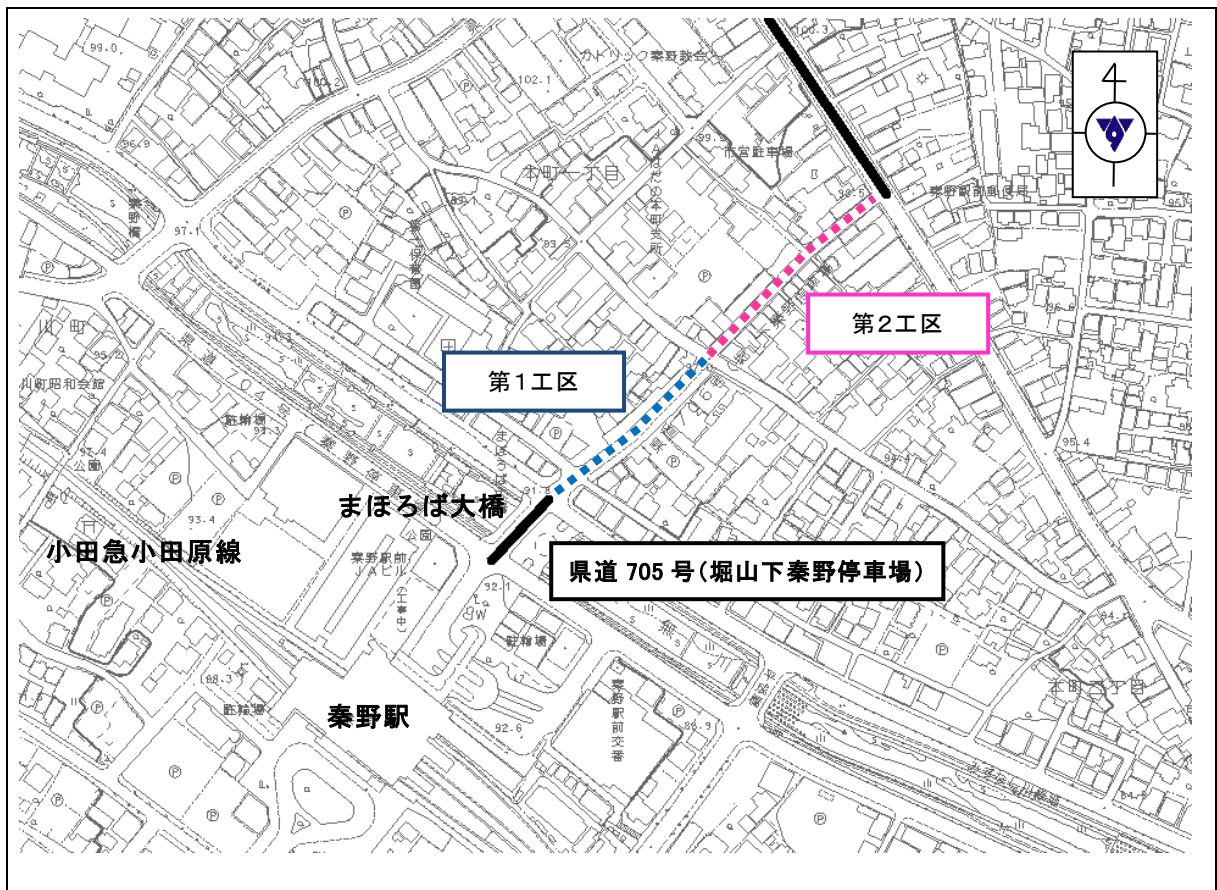
効果

幅員の狭い一方通行の道路を歩道のある交互通行の道路に整備することで、交通の利便性向上及び歩行者の安全・快適な空間が確保されます。交互通行が可能になれば、街中への回遊性が高まり、街歩きによるぎわいの創出につながるとともに、水無川沿いの市道6号線から県道705号への通行が容易になり、市道の慢性的な渋滞緩和が期待できます。

要望先

平塚土木事務所

要望箇所図



要望事項

令和3年度に新東名高速道路（秦野区間）及び秦野サービスエリアスマートインターチェンジ（仮称）の供用開始が予定されています。秦野サービスエリア（仮称）に隣接する県立秦野戸川公園は、地域の観光資源として、多くの観光客を引き付ける魅力があります。地域観光の核として、Park-PFIの手法などにより、更なる魅力向上につながる、未整備区域を活用した公園整備の早期実現をお願いします。

現状

(1) 県立秦野戸川公園（以下「戸川公園」）は、平成3年度に都市計画決定（50.7ha）され、平成6年度から整備が開始されています。平成9年度に一部開設されて以降、順次開設区域を広げ、現在の開設区域は36.1haとなっています。

（※未開設区域：14.6ha）

(2) 戸川公園は、丹沢登山の拠点としてにぎわい、山麓の田園風景が望める公園としてニーズが高く、豊かな自然環境を活かした多様なレクリエーション機能を有しています。新東名高速道路の開通により、首都圏や西日本からのアクセスが更に向上するため、多数の観光客を引き付ける効果が期待されます。

(3) 多くの人を訪れる夏休みシーズン等は、常設駐車場の他に多目的グラウンドを臨時駐車場として対応されていますが、スポーツライミング（リード、スピード、ボルダリング）施設の開設により、コロナ禍においても多くの利用があることから、駐車場不足が生じています。今後、スマートインターチェンジの供用開始により、更なる来訪者の増加が見込まれます。

(4) 当市では、昨年度から表丹沢全体の魅力向上を図るための「表丹沢魅力づくり構想」を重点施策として推進していますが、その中でも、戸川公園を拠点施設の1つとして位置付けています。

更なる観光・地域振興を図るため、Park-PFIを活用するなど、当市の構想と連携した未開設区域の早期開設が強く望まれています。

効果

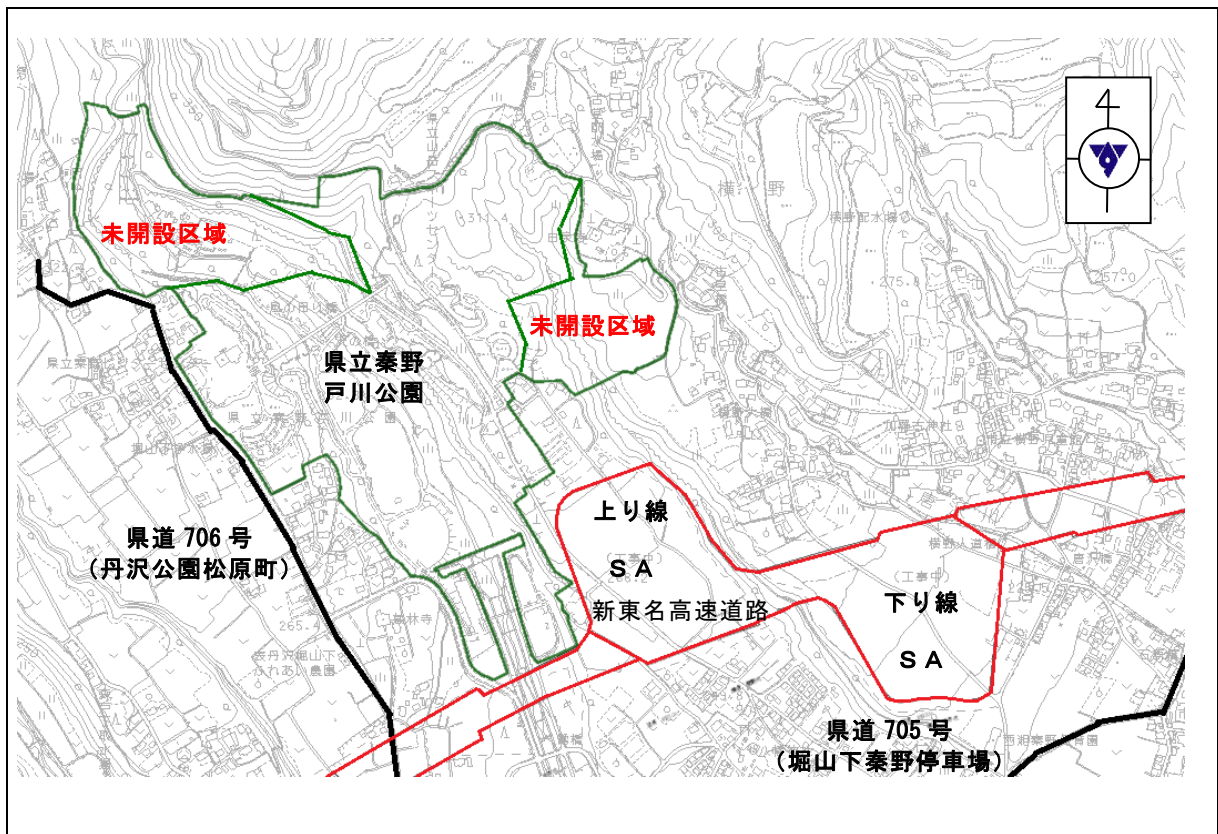
戸川公園へのアクセス向上等により、観光客の増加が見込まれる中、丹沢山系の登山の拠点及び県西部の観光拠点として、更なる観光・地域振興に寄与します。

要望先

県土整備局道路部道路企画課

県土整備局都市部都市公園課

要望箇所図



要望事項

日本各地に甚大な被害をもたらした令和元年の台風19号では、本市においても金目川や四十八瀬川等で、護岸の崩壊等が発生したほか、市道や農道が通行止めになるなど、市民生活に重大な支障をきたしました。

このような事態を未然に防ぎ、市民の生命財産を守るため、引き続き河川の護岸整備等の促進をお願いします。

1 金目川

- (1) 金目川橋から神奈川病院西側までの区間
- (2) 葛葉川合流部から天王下橋までの区間

2 室川

- (1) 堀田橋から寺井橋までの区間（寺井橋の架け替えを含む）
- (2) 鶴巻橋から小田急線軌道横断部先までの区間

3 大根川

ひので
陽橋から大根橋までの区間

4 四十八瀬川

- (1) 甘柿橋から上流（才戸橋まで）
 - ア 里山整備と一体となった護岸整備
 - イ 親水広場を兼ねた川床の整備及び階段型親水護岸の設置
- (2) 甘柿橋から下流の護岸整備
- (3) 生物多様性の環境回復のための魚道整備

現状

- 1 金目川については、護岸工事が完了している区間は自然との調和が取れた整備が行われていますが、未整備区間は荒廃が著しい状況となっているため、豪雨時には氾濫などの恐れがあります。

2 室川については、流水による護岸の浸食等が発生しており、川幅も狭いため、豪雨時には氾濫などの恐れがあります。

(1) 当区間は、用地交渉が開始されていますが、新たな河川設計に対して兩岸の地権者の理解が得られず、交渉が進んでいません。

(2) 当区間は、鶴巻橋上流までは護岸工事が完了しています。引き続き小田急線軌道横断部までの整備が必要です。

3 大根川の^{ひので} 陽橋から大根橋までの約200m区間は、河床整備を実施していますが、暫定整備となっており、豪雨時には浸水被害の恐れがあるため、早期の整備が必要です。

4 四十八瀬川の護岸工事は概ね完了していますが、里地里山と共生する環境整備として、親水施設の整備が必要です。また、当河川は、鮎などが遡上する姿が見られますが、過去の堰堤整備により魚の行き交いが遮られている箇所があるため、魚道の整備が必要です。

効果

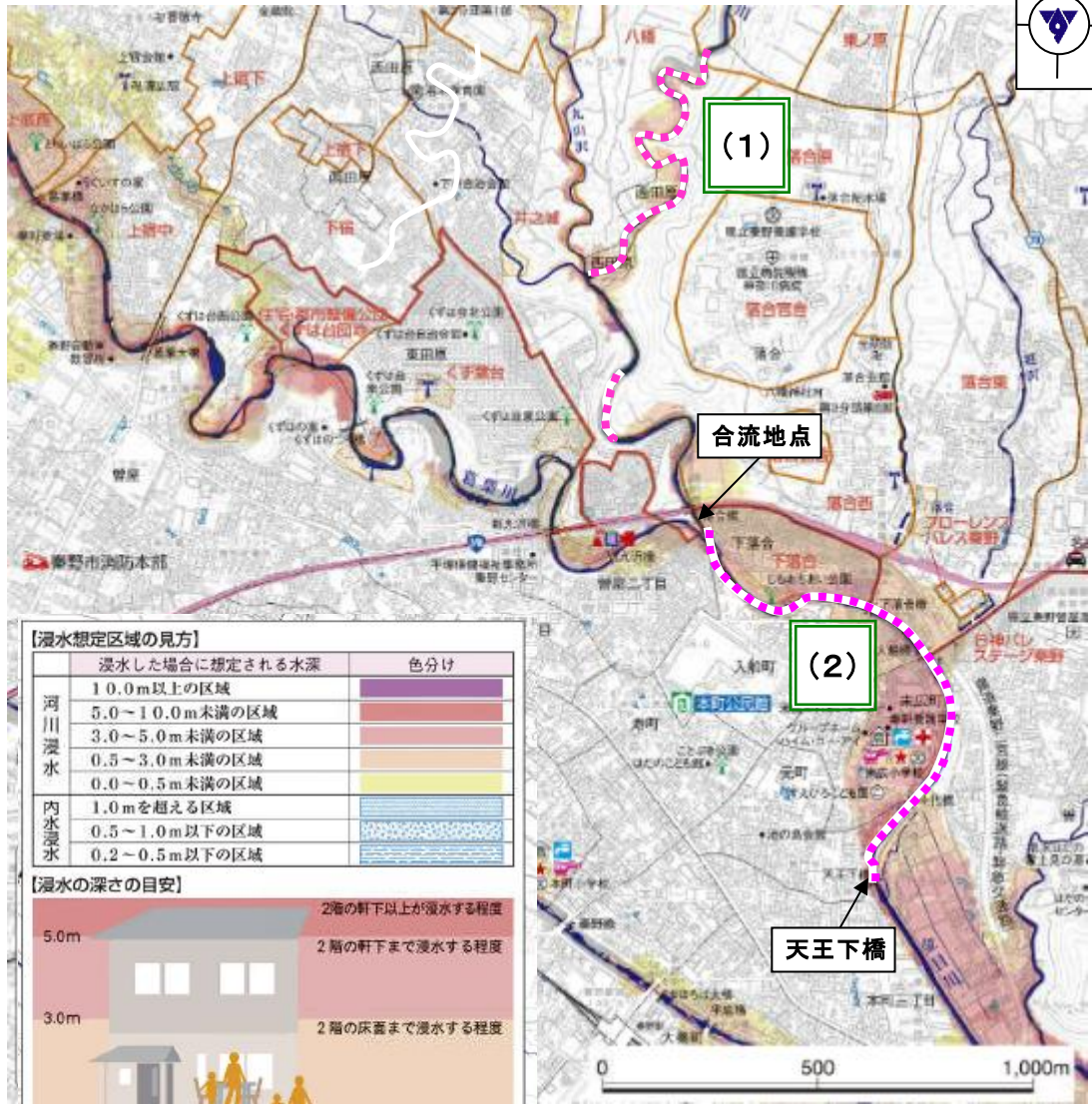
川岸の補強工事により、河川の氾濫などの水害を未然に防ぐことができます。また、四十八瀬川については、親水施設や魚道の整備により、多様な生きものの生息環境の回復が図られます。

要望先

県土整備局河川下水道部河川課
平塚土木事務所

要望箇所図 1

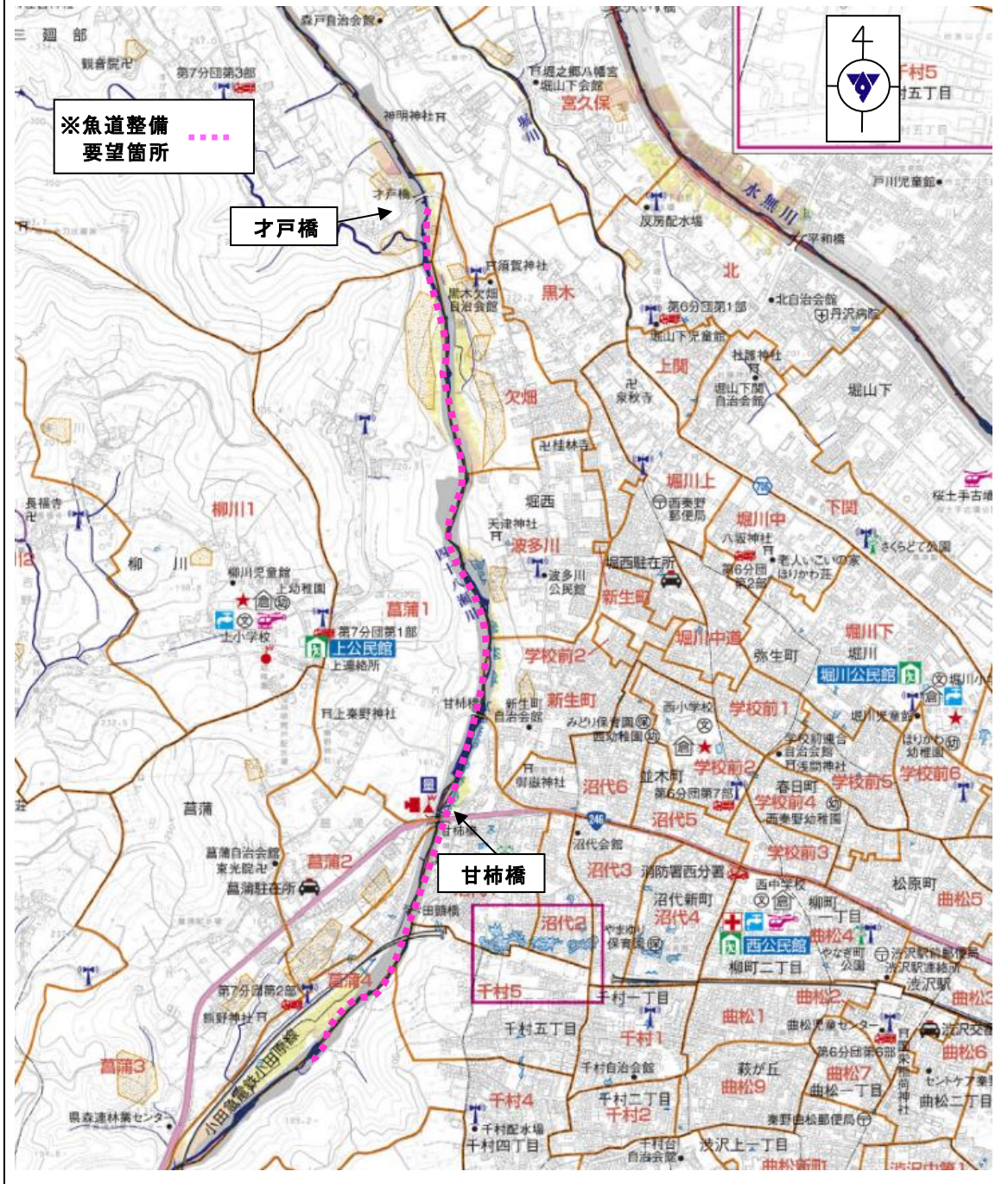
【金目川・1(1)、(2)】



要望箇所図 3



【四十八瀬川・4】



要望事項

農業用水の安定した確保のため、金目川（十代橋付近、中里橋付近、南平橋付近）の河床の浸食防止策を講じるようお願いします。

現状

当市の農業用取水施設の多くは、河川の自然水位から直接取水する自然取入れ方式ですが、近年、河床の浸食などにより農業用水の安定した供給が難しくなっています。特に、金目川（十代橋付近、中里橋付近、南平橋付近）は、河床の浸食が著しく、取水が困難な状況が生じています。

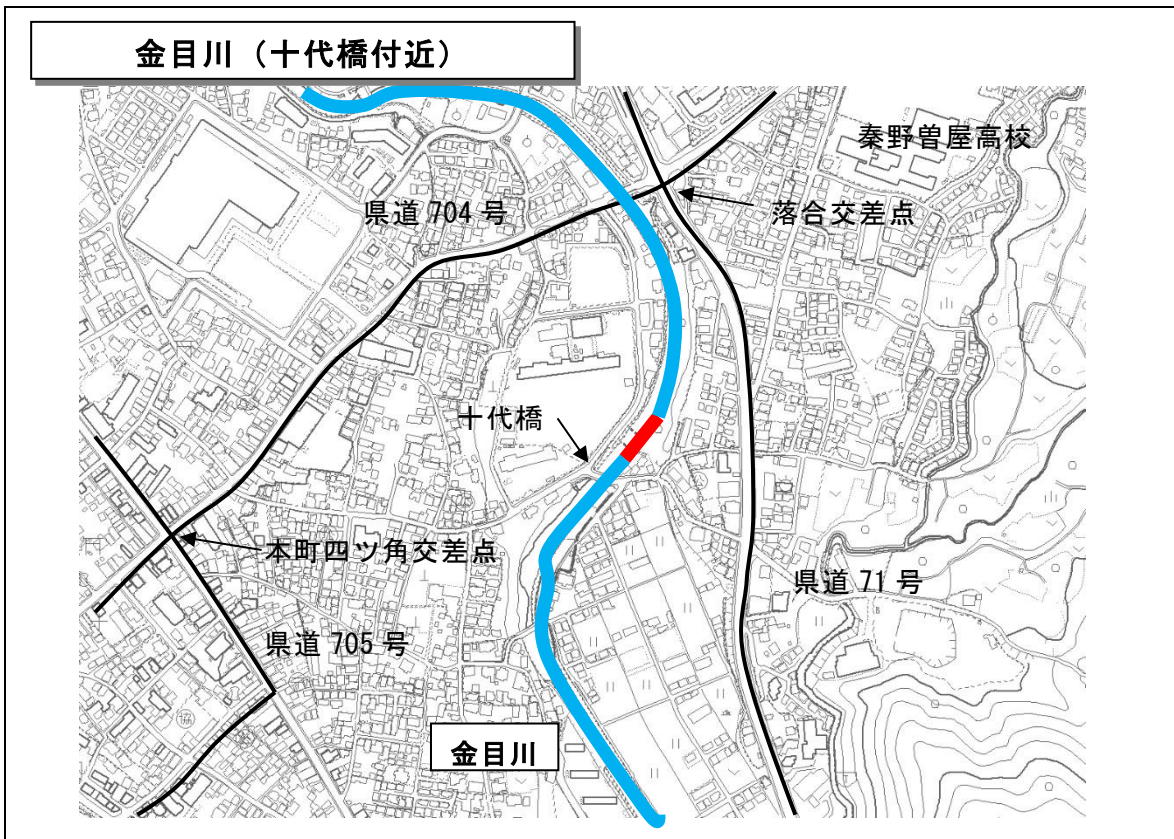
効果

河床の浸食等が著しい箇所を整備（根固め工）することにより、水位が一定となることから、土砂を盛り上げ、水位上昇させる堰上げ作業が容易となり、取水労力の軽減、作業の安全性が図られ、安定した取水が可能となります。

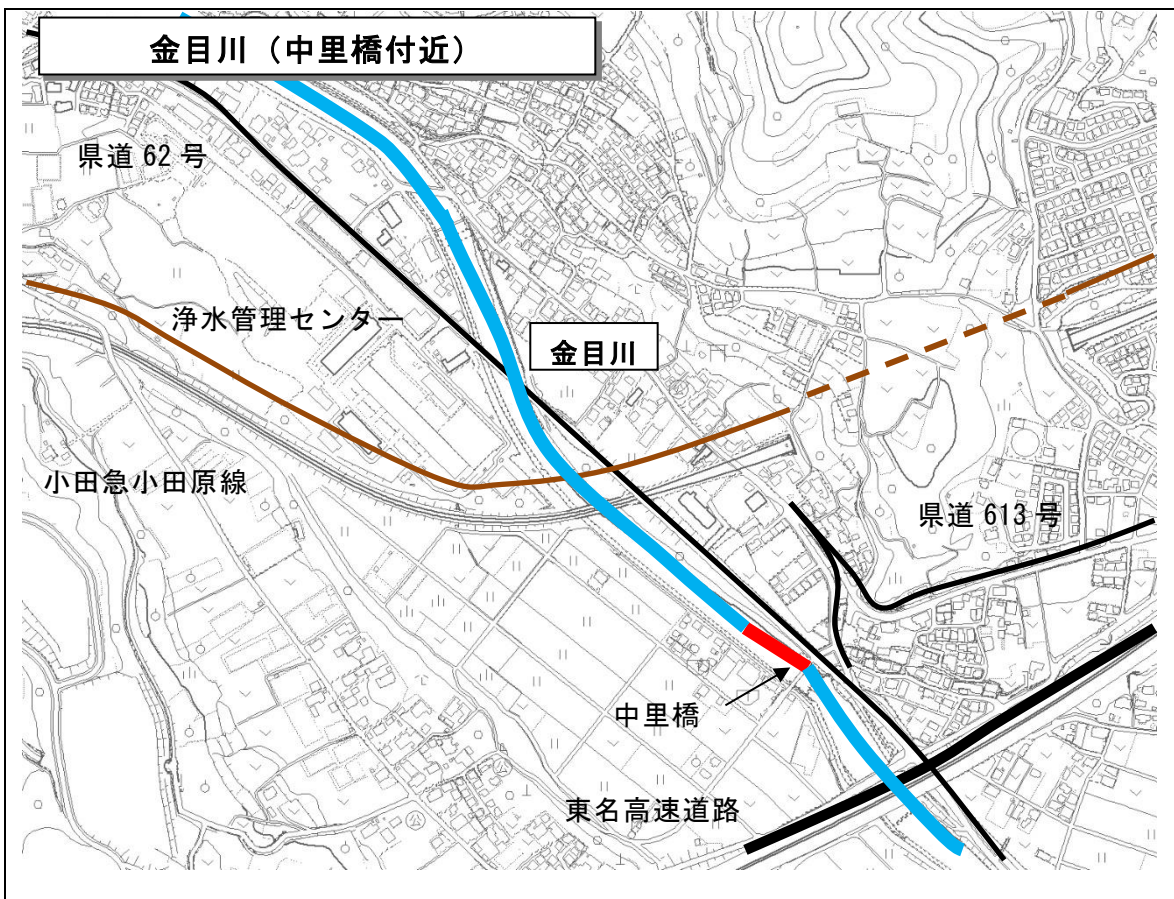
要望先

県土整備局河川下水道部河川課
平塚土木事務所

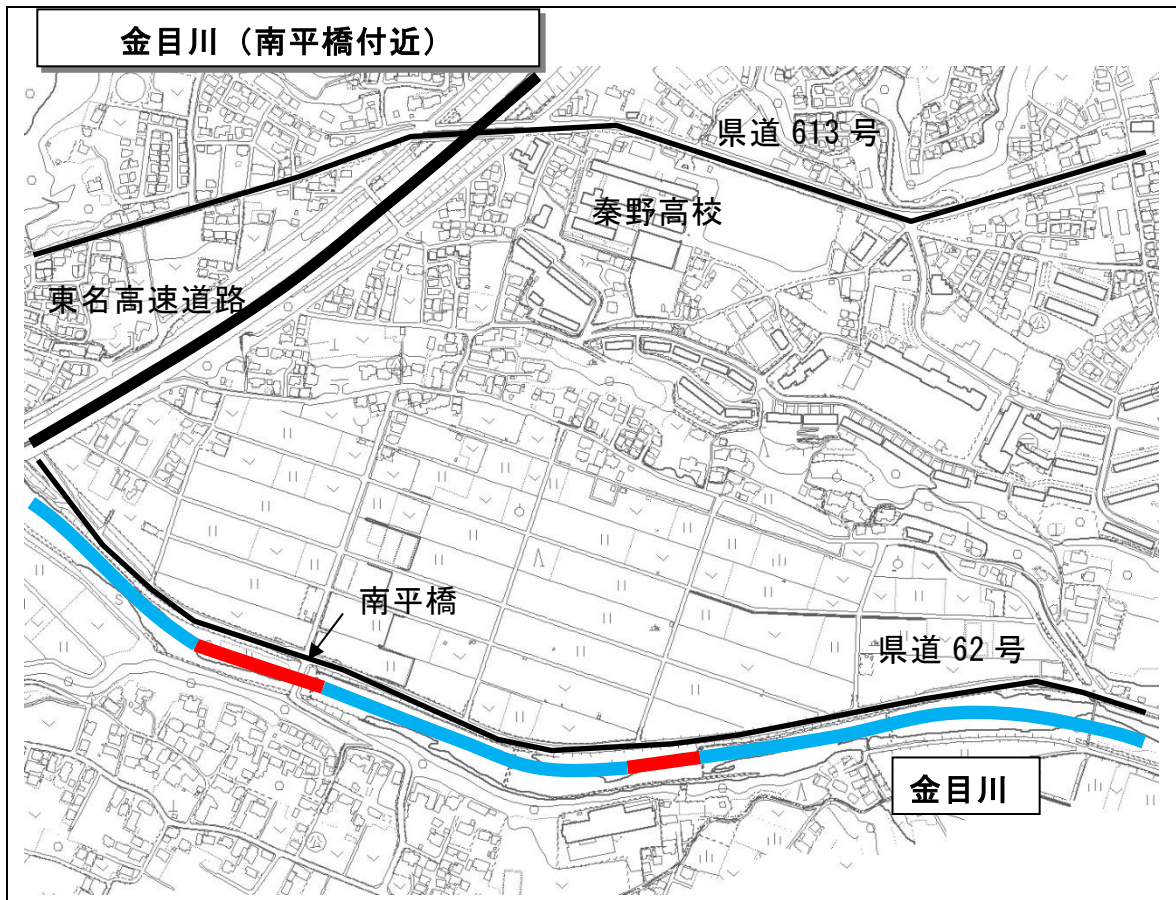
要望箇所図（1）



要望箇所図（2）



要望箇所図（3）



【根固め工の例】



【農業用水取水の様子】



要望事項

二級河川水無川の富士見大橋から新常盤橋の間約2,400mについて、堆積した土砂を取り除く^{しゅんせつ}浚渫工事をお願いします。

現状

(1) 当市内には、水無川、金目川、葛葉川等7つの主要な河川が流れていますが、令和元年の台風19号の影響で、大量の土砂が堆積し、河床が上昇したり、川幅が狭くなったりした箇所があります。特に、市内の中心を流れる水無川は、堆積した土砂に雑草が繁茂している箇所が多数あり、大雨時でも土砂が流出できない状況です。

(2) 近年の集中豪雨では、急激に河川の水位が上昇し、水があふれて、周辺宅地への浸水や道路冠水が発生しています。河川沿いには民家、市庁舎、文教施設等が隣接しており、集中豪雨時には浸水・冠水の危険が高まります。

令和元年の台風19号の際には、常盤橋から新常盤橋までの間は河川敷と道路の高低差が少ないことから、越水直前まで水位が上昇しました。

(3) 平成30年1月26日、県から金目川水系の浸水想定区域図が示され、市内6河川において想定最大降雨時の浸水想定区域がこれまでよりも広範囲となりました。要望箇所の範囲においても、市役所、本町小学校などの施設が浸水想定区域に入っています。

(4) 市内河川の避難判断水位及び氾濫危険水位が改正され、判断基準がより低水位（判断注意水位が水無川下流金目川中里橋で△1.7m）となったことから、避難情報発表までの猶予が少ない状況にあります。

(5) 令和2年度及び令和3年度と水無川において整地整備を行っていただいておりますが、県においては、「都市河川重点整備計画（かながわセーフティリバー50）」を策定し、過去に水害が発生

した河川や、都市化の進展が著しい地域を流れる河川について重点的に整備を進められています。こうした水無川の現況は、同計画に準じた重点的な整備が必要であると考えます。

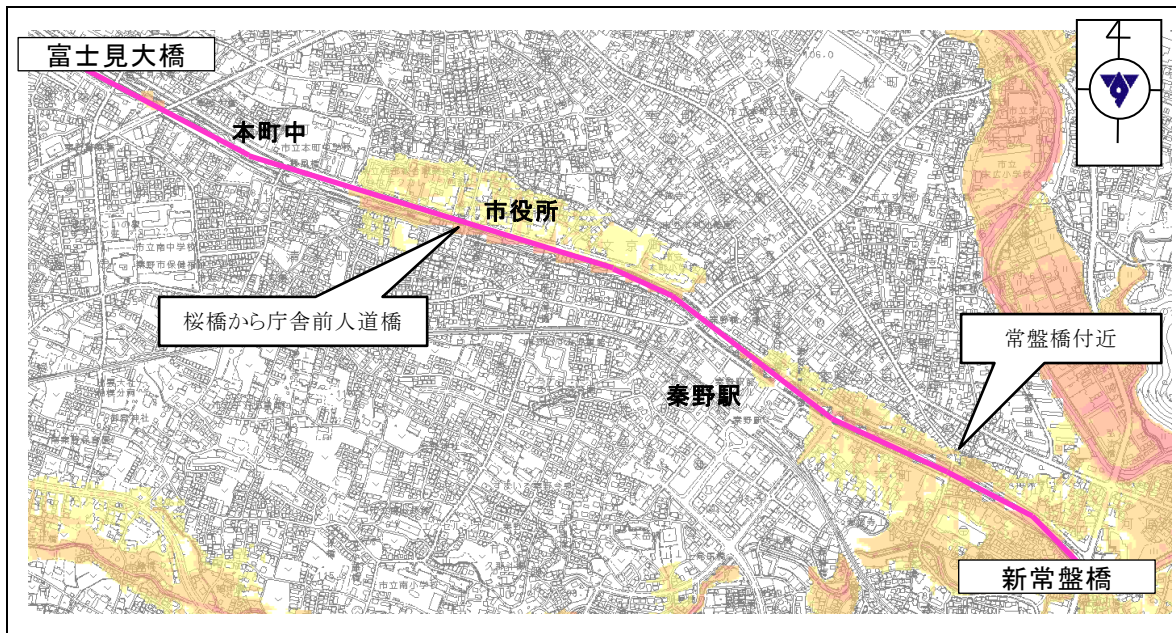
効果

河床の浚渫により堆積した土砂を除去することで、河川水位を低下させ、安定した流量が確保できるため、市民の安全・安心を保つことが可能となります。

要望先

県土整備局河川下水道部河川課
平塚土木事務所

要望箇所図



要望事項

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所については、市民の安全・安心のため、崩壊防止事業を早期に完了するようお願いします。

【指定箇所】

八沢地区、栃窪地区

2 次の箇所について、新たに急傾斜地崩壊危険区域としての指定をお願いします。

【指定要望箇所】

大椿台地区、南矢名B地区、東田原地区、曾屋地区、下大槻南平地区

現状

(1) 当市は、市域の多くが盆地であるため、その地形上、大雨や長雨、地震により急傾斜地が崩壊し、土砂災害が発生しやすい特性を抱えています。すでに市内19か所で急傾斜地の法指定を受け、このうち17か所は崩壊防止工事が完了しています。残る2か所(八沢地区、栃窪地区)は現在事業中であり、今年度完了予定です。

また、令和2年度に法指定に向けて測量が実施された2か所(南矢名B地区、東田原地区)を含め、指定要望箇所計5か所についても、急傾斜地崩壊危険区域としての早期指定及び事業化が求められています。

(2) 平成30年1月、国の地震調査研究推進本部は、南海トラフ沿いで発生する大規模地震が今後30年以内に発生する確率を「70～80%」としております。その切迫性が高まる中、地震に起因した急傾斜地の崩壊が懸念されるため、崩壊防止工事等の早期対応が求められています。

(3) 近年、集中豪雨による被害が全国的に頻発しており、本市においても、大椿台地区及び東田原地区、下大槻南平地区は土砂災害が発生しています。

また、下大槻南平地区については、今後の強雨によって、露出した斜面の更なる崩壊が懸念されます。なお、要望箇所は、本年5月に県により、土砂災害特別警戒区域（急傾斜）に指定された区域が含まれており、早急な整備が必要です。

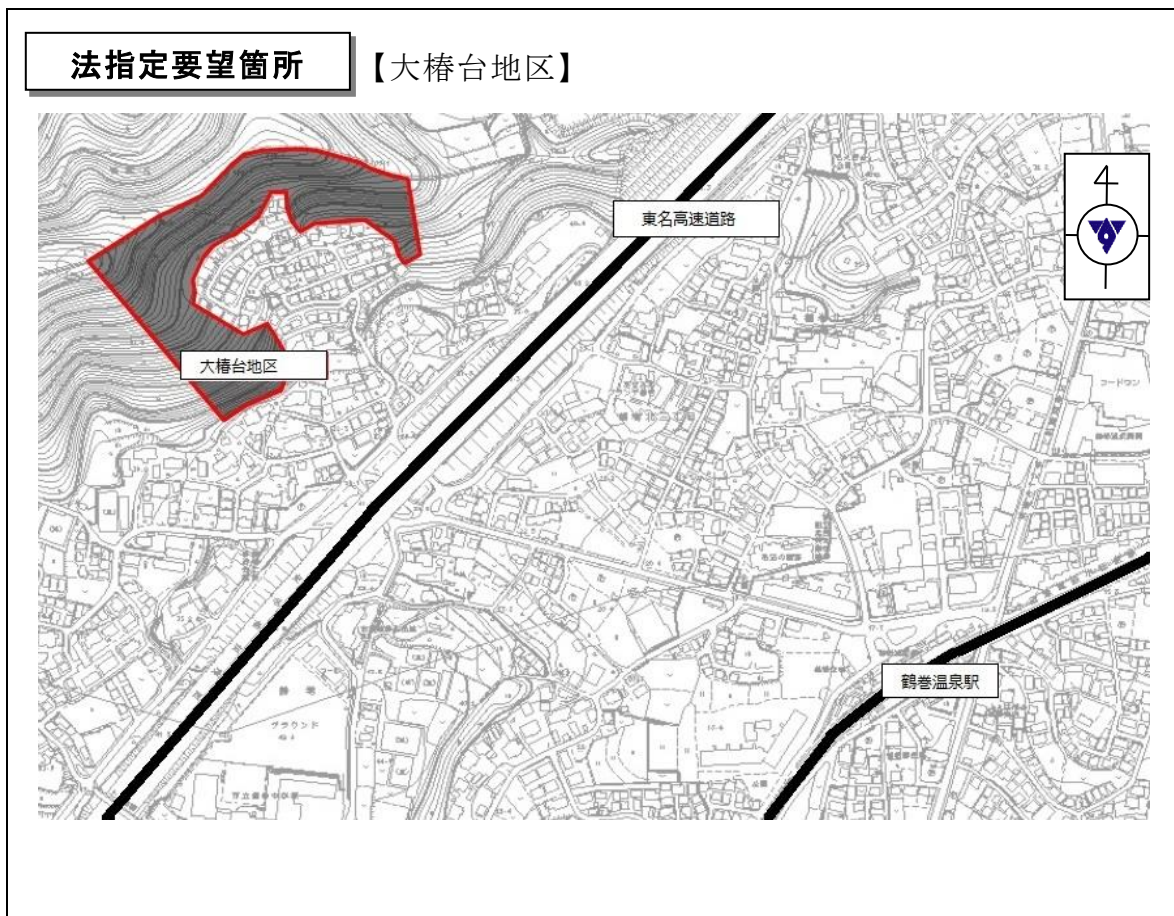
効果

急傾斜地の崩壊による土砂災害は、崩壊速度が極めて速いため、瞬時に市民の生命や財産に多大な被害を及ぼします。崩壊防止工事を着実に実行することにより、災害の防止・軽減が図られ、市民の生命や財産を守ることができます。

要望先

県土整備局河川下水道部砂防海岸課
平塚土木事務所
福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
福祉施設グループ

要望箇所図（1）



要望箇所図（2）



要望箇所図（3）



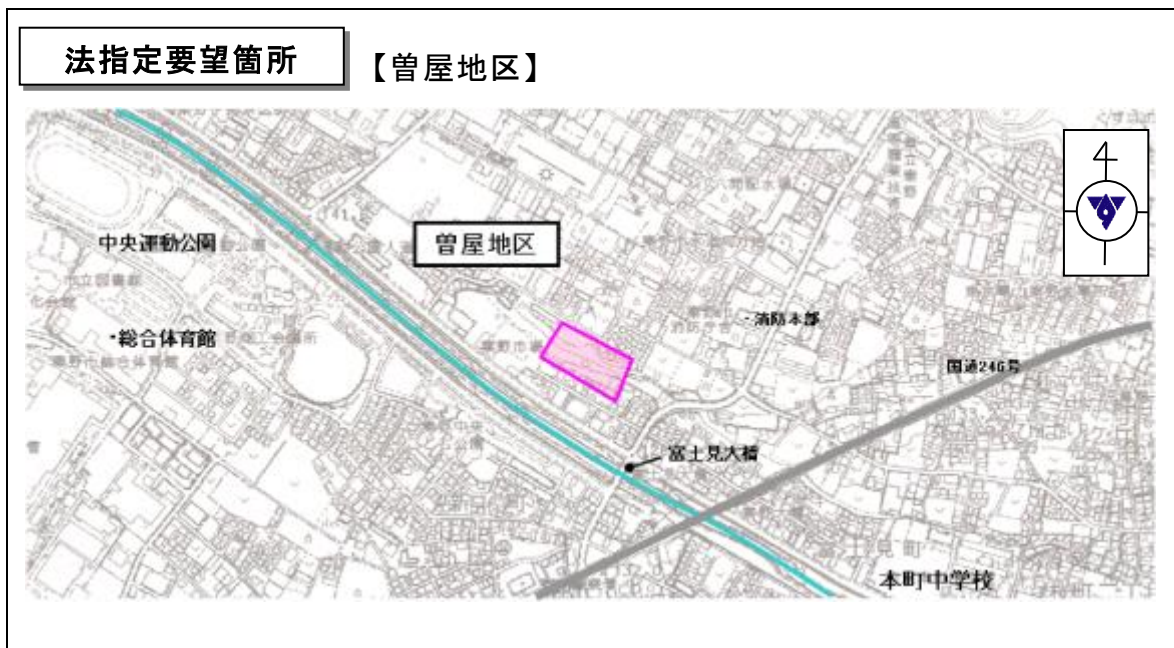
【台風21号・平成29年10月23日】



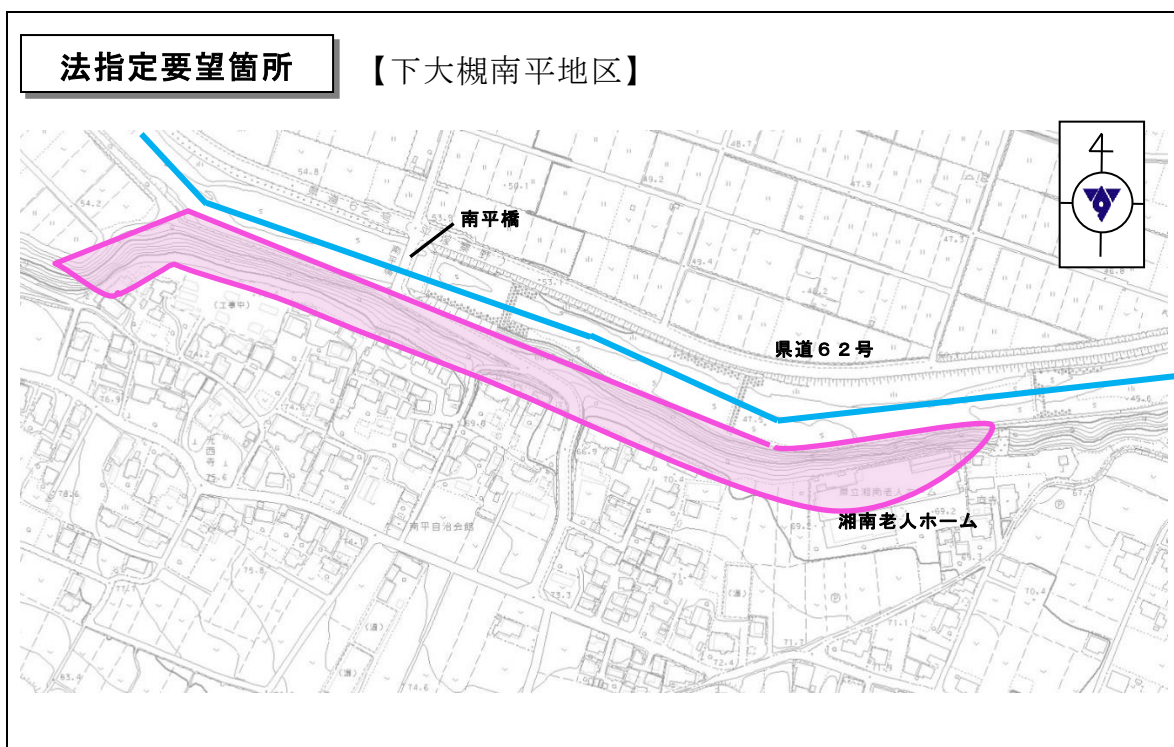
【人家への被害】



要望箇所図（4）



要望箇所図（5）



要望事項

土砂災害から市民の生命や財産を守るため、土砂災害防止対策の推進に関する法律の指定を受けた土砂災害警戒区域内の砂防指定地に砂防堰堤の建設をお願いします。

現状

(1) 唐沢川流域（横野）及びその下流の北地区の一部は、その上流にある権現沢（横野）及び山居沢（横野、菩提及び戸川）とともに、平成25年12月に土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に指定されたため、土砂災害対策が急務となっています。

(2) 平成27年度から暫定的に、当市が土砂災害用ワイヤー式警報装置を設置し、土砂災害に対する警戒避難態勢を整えています。

(3) 唐沢川の流域には、当市が広域避難所に指定している学校施設（北小学校、北中学校）が含まれていることから、土石流等による土砂災害から市民の生命や財産を守るため、砂防堰堤の建設が不可欠です。

(4) 要望箇所は、砂防法第2条の規定に基づく砂防指定地にも指定されており、土砂災害を未然に防止するための砂防堰堤工事の必要性が特に高い箇所と考えます。

効果

砂防堰堤の建設により土石流の発生が抑止でき、流域に暮らす市民の生命や財産を守ることができます。

要望先

県土整備局河川下水道部砂防海岸課

平塚土木事務所

要望箇所図



要望事項

土砂災害から市民の生命や財産を守るため、次の砂防指定区域における砂防事業の継続をお願いします。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 東沢（蓑毛） | (2) 延沢（落合） |
| (3) 西沢（名古屋） | (4) 蛇久保沢（北矢名） |

現状

いずれの区域も、一部では整備が進められていますが、継続して整備が必要です。

(1) 東沢（蓑毛）

砂防堰堤 5 基の内、4 基が整備済みです。

(2) 延沢（落合）

毎年約 20 m のスパンで通常砂防工事が進められています。

(3) 西沢（名古屋）

平成 30 年度から令和元年度にかけて、素掘りのトンネルの健全度調査が実施されました。

令和元年度から市道 61 号交差部の橋梁（ボックスカルバート）の詳細設計が実施されています。

(4) 蛇久保沢（北矢名）

平成 28 年度に測量調査が実施されました。

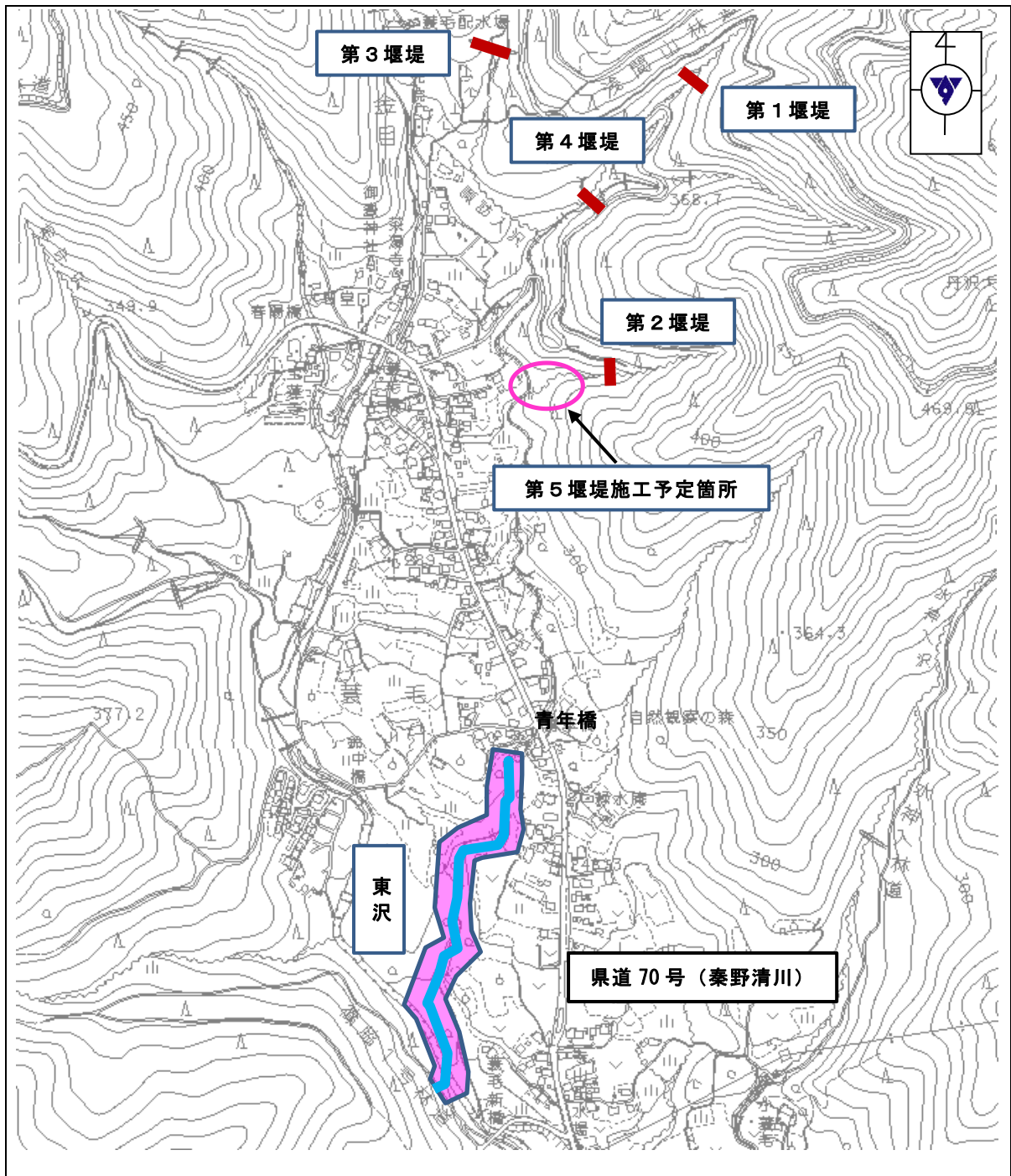
効果

堰堤等の砂防設備を整備することで、下流域での土砂の流出による被害（土石流等）を防止できます。

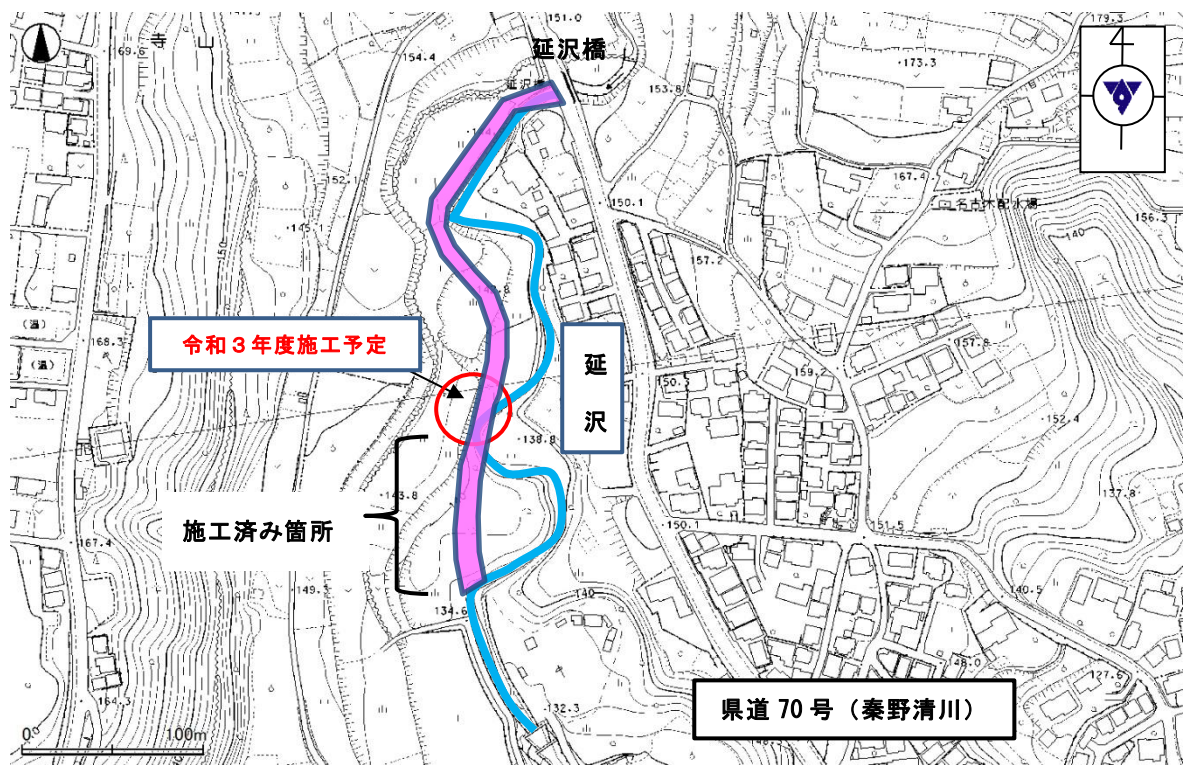
要望先

県土整備局河川下水道部砂防海岸課
平塚土木事務所

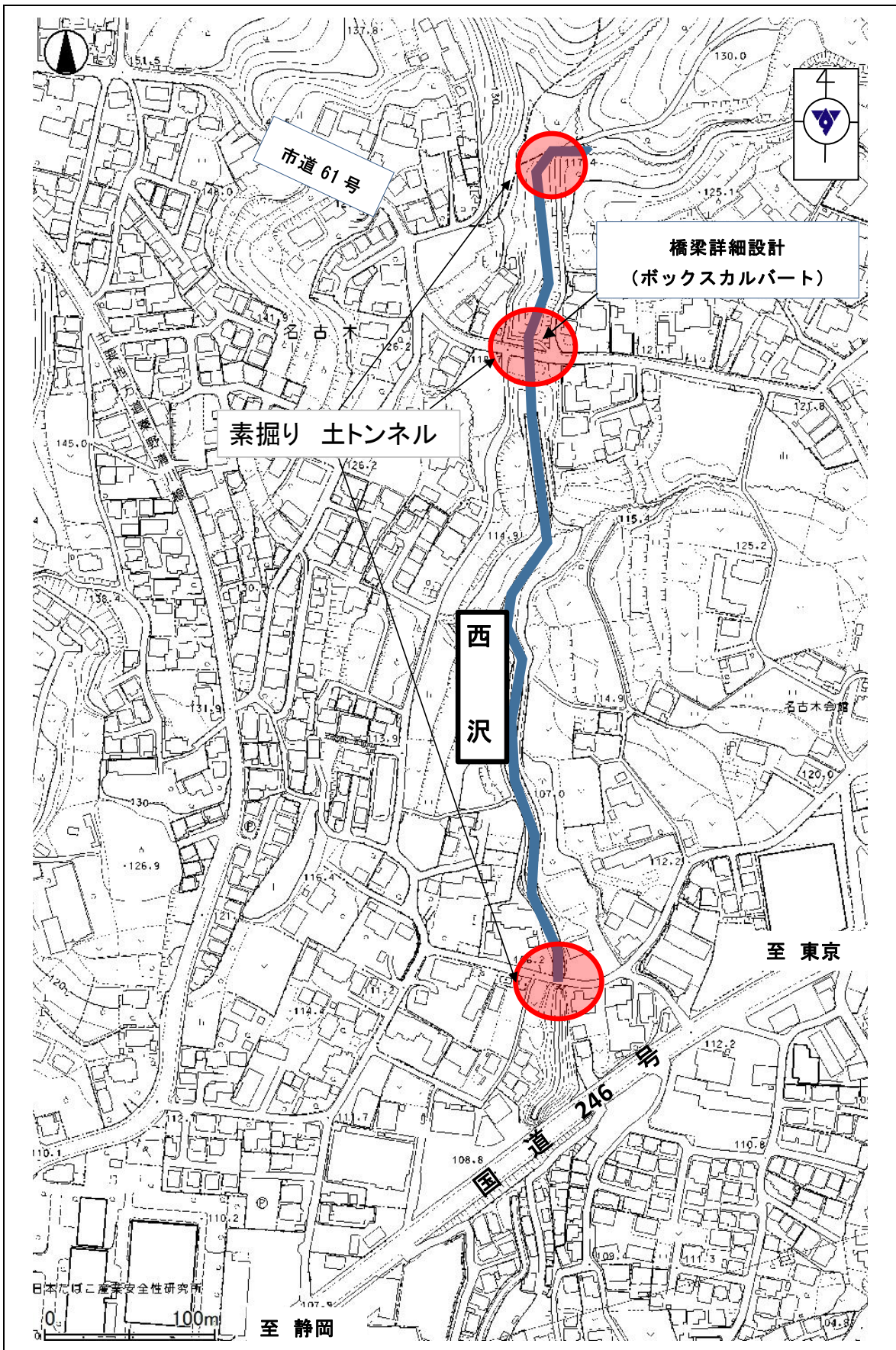
要望箇所図（1）



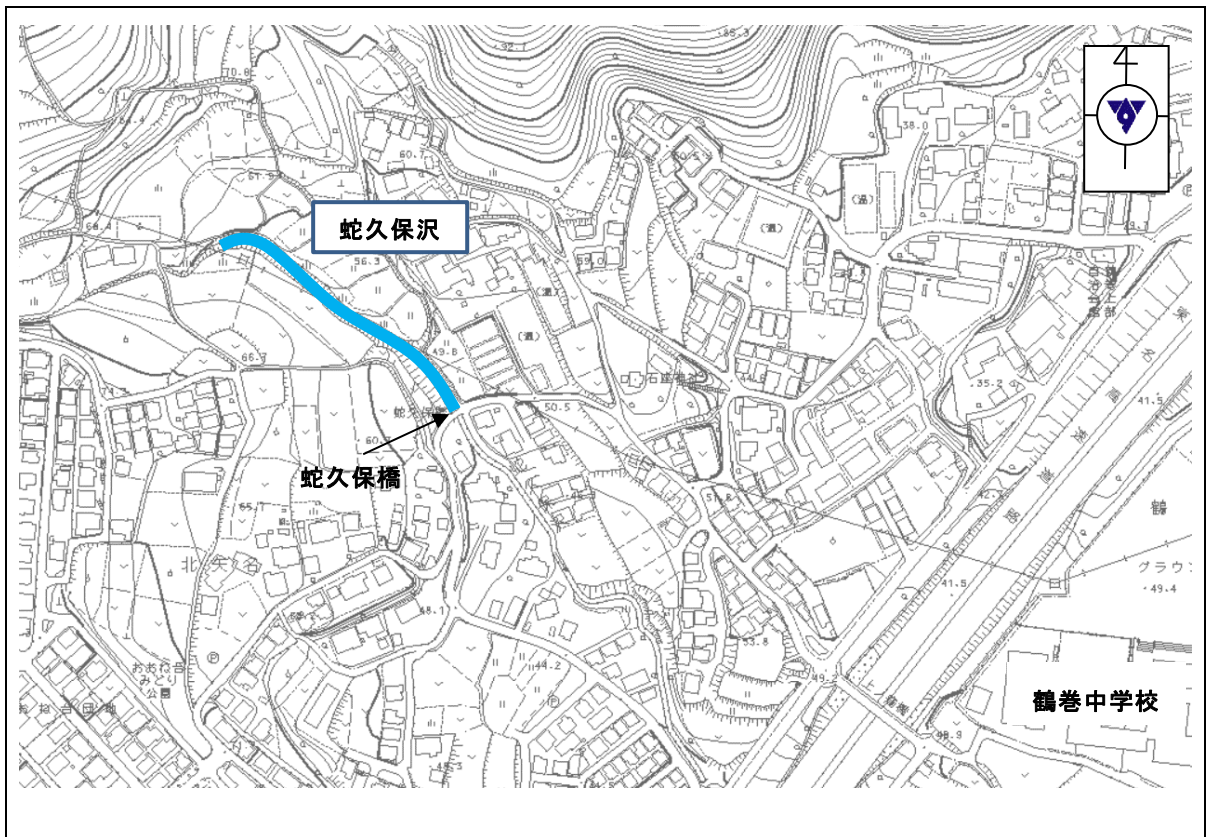
要望箇所図 (2)



要望箇所図 (3)



要望箇所図（４）



要望事項

「神奈川県県営住宅健康団地推進計画」を進められている中で、今後、指定管理者の更新等に当たっては、電話や訪問での見守りサービスの実施を必須要件とするなど、入居者支援体制の整備をお願いします。

現状

(1) 県では、「神奈川県県営住宅健康団地推進計画」のもと、県営住宅を高齢者が健康で安心して住み続けられる健康団地へ再生するための取組を進められ、すでに川崎市や横須賀市など多くの県営住宅で、指定管理者による電話や訪問での見守りが行われています。

(2) 県営住宅には、その入居要件により、高齢者やひとり親家庭、外国人などが居住しており、日常的な見守りを必要とするケースが多く見られます。また、人口減少・超高齢化が進行する中、住民が抱える生活課題は、より複雑・多様化しています。

(3) 当市の見守りは、民生委員が中心となって行っていますが、県営住宅における民生委員の見守り対象世帯数（ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯）は、1人当たりおよそ50世帯で、他の区域に比べると約2倍となっており、民生委員の身体的・精神的な負担が重くなっています。また、民生委員の選出も難しく、現在、県営秦野団地は定員3人のうち2人、県営鶴巻団地は定員2人のうち1人が欠員であり、ここ10年で定員が満たされたのは、平成30年10月から令和元年11月の期間だけです。

(4) 当市では、複合的な課題に対応するため、新たに地域共生支援センターを設置し、全市的に包括的な支援体制の整備を進めています。県営団地においては、民生委員のみで十分な見守りを行うことは困難な状況にあるため、指定管理者による電話や訪問での見守りサービスは必要不可欠となっています。

効果

(1) 入居者支援体制の整備により、見守りの目が増え、民生委員の負担が軽減されるとともに、入居者に対する継続的な支援を行うことが可能となり、住民が地域から孤立しないコミュニティづくりにつながります。

(2) 県営住宅が持続的に住宅セーフティネットの中核としての役割を果たすことが可能となり、「誰一人取り残さない社会」の実現につながります。

要望先

県土整備局建築住宅部公共住宅課